



◆ 発行 ◆

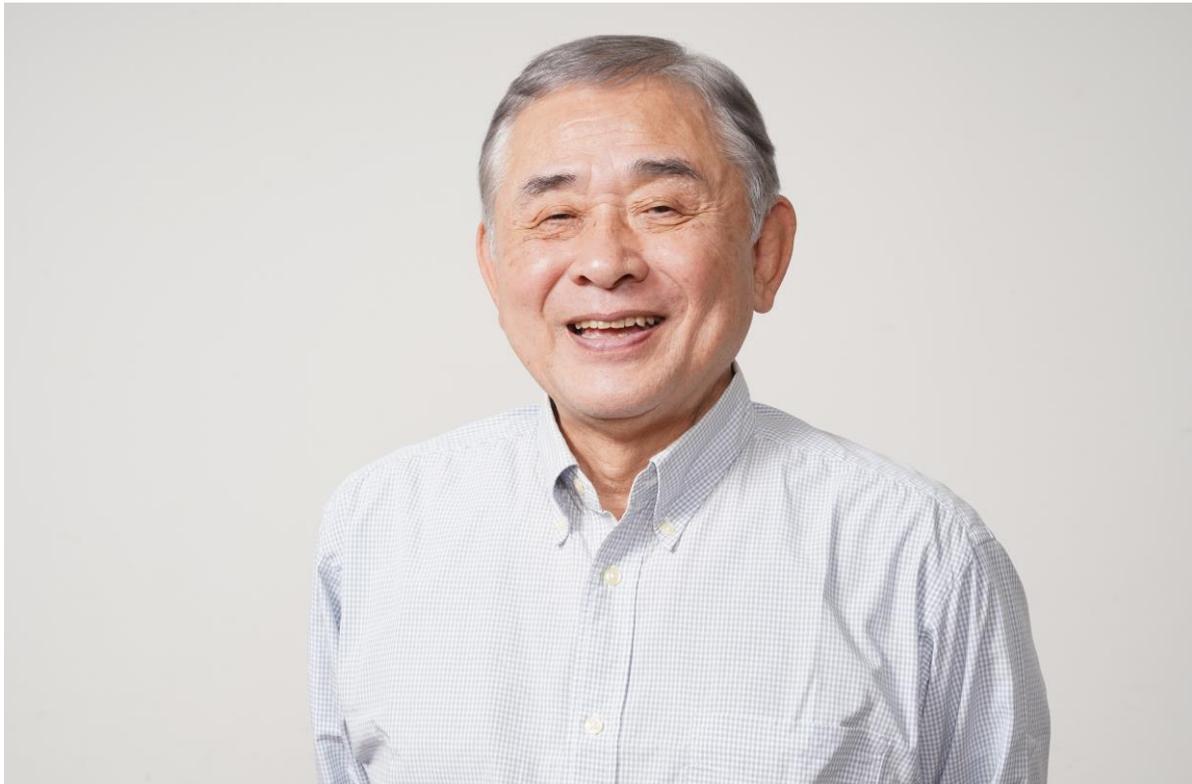
名古屋労災職業病研究会

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4階

TEL&FAX : 052-837-7420

e-mail : roushokuken@be.to

<http://nagoya-rosai.com/>



石垣茂さんは、高校卒業後14年間、新潟鐵工所・新潟造船工場でガス溶断の仕事に従事している時にアスベストにばく露したことが原因で胸膜中皮腫を発症し手術を受けました。(2023年11月7日新潟市内 関連記事P2~P7)

124号目次

- ✍ 記憶の中の新潟造船工場
胸膜中皮腫を発症し、胸膜剥離手術を受けた石垣茂さん P2 ~ P7
- ✍ 福田文夫さんの二チアスアスベストじん肺裁判
判決言渡し傍聴のお願い P7 ~ P8
- ✍ 静岡でアスベスト被害相談会と患者・家族の集会を開催 P8 ~ P10
- ✍ 第35回コミュニティ・ユニオン全国交流集会 in 熊本 P10 ~ P11
- ✍ 谷田部仁夫さんのご逝去によせて P12 ~ P13
- ✍ 職場のメンタル労災相談・ハラスメント対策ほっとライン P14 ~ P17
- ✍ The Roushokuken Times 『Good News』 P18 ~ P19
- ✍ 事務局からのお知らせとご挨拶 P20



胸膜中皮腫を発症し、胸膜剥離手術を受けた石垣茂さん

石垣茂さんは（70歳）、2019年4月、65歳の時に悪性胸膜中皮腫を発症しました。かかりつけの舟江診療所で胸水の貯留が見つかり、新潟大学医歯学総合病院で胸水を抜いた時に行った右胸腔穿刺による胸水の病理組織診断で中皮腫の発症が確認されました。そして、同年8月2日に同病院で右肺の胸膜を剥離する、右胸膜切除・肺剥皮の手術を受けました。手術時間は12時間におよびました。手術前、医師からは、「腫瘍が小さいから胸膜を取る手術が最良です。通常、手術が出来るのは60歳までですが、あなたを見てみると元気そうだから、体力があるうちに手術をやりませんか」と聞かれました。石垣さんは、「病気になったのはどうしようもないんだから、最良の道を選ぶしかない」と手術を受けることを決めました。中皮腫の発症が告知された時、医師より「この病気はアスベストが原因ですよ」といわれ、石垣さんは、「前に造船工場で働いていました。そこで石綿を少し扱う仕事はしていました」と答えました。手術直後は、医師が痛み止めを上手に使ってくれたことから痛みを感じずに済み、3週間で退院しました。

石垣さんが、新潟市入船町にあった新潟鐵工所・新潟造船工場のガス溶接組で船舶の船体に使用する鉄板の切断作業に従事したのは、新潟東工業高校機械科を卒業した1971年3月から、エンジンを製造する子会社に出向した1985年3月まででした。新潟造船工場は、同社が2001年11月に東京地方裁判所に会社更生法の適用を申請し受理されたことから、現在は、造船事業を営業譲渡された新潟造船株式会社の新潟工場となっています。新潟鐵工所が経営破綻した時の負債総額は、2270億円でした。石垣さんの自宅は、新潟造船新潟工場の近くにありますが、周辺には、今でもエンジンを整備する会社や鉄工所など、造船所の下請け会社が軒を連ねています。

新潟鐵工所への就職は、高校の教師と相談して決めました。同社を就職先として選んだ理由は、新潟では大きな企業で、祖父、父親、兄が新潟鐵工所の下請け会社を経営していたからでした。教師は、「余程のことがなければ、受かると思うよ」と石垣さんに言いました。当時、新潟鐵工所の造船部門は、全社的な輸出拡大政策のもと、輸出船の受注増加をもくろんでおり、技術の向上、営業強化、要員の確保に取り組んでいたことから、多くの新卒社員が採用されていました。

入社後、石垣さんは、新潟造船工場の工事課の中のガス溶接組に配属されました。船舶の建造は、同時に製造した複数のブロックを最後に溶接でつなぎ合わせて船殻（せんこく）と呼ばれる船体を完成させるブロック工法で行われます。船殻とは、ビーム（梁）やフレーム（肋骨）、外板など船体の構造部分を指し、これに航海に必要な原動機や室内外の各種機器、装備品を船殻に取り付ける艤装工事を経て船舶は完成します。ガス溶接組の仕事は、1500m×6000mの定尺の鋼板から、ブロックを製造するためのパネル（部材）を設計通りの寸法で切断して切り出す作業です。ガス溶接組が切断したパネルを曲げたり溶接したりして、小組みの工員達が小さなブロックを作ります。小組みが作ったブロックは、大組みが船台と呼ばれる船舶建造工場やドライドックで組み立てて船殻を建造します。

石垣さんが新潟造船工場に所属していた頃、造船所内には、50トン門型クレーンを備えた5,000総トンの第1ドック（長さ125m、幅25m、深さ10.5m）と3,500総トンの第2ドック、建屋内にある1,000総トンの第3船台と3,000総トンの第4船台があり、船殻が完成し、進水した後、艤装工事を行う720mの繋留岸壁がありまし

た。第1ドックは、石垣さんが入社した翌年の1972年10月に完成しましたが、「新潟鉄工所100年史」(1996年発行)には、このドックの完成により、それまでは二千数百総トンの船舶しか生産できず、クレーン能力の不足で長い船台期間を要していた船舶建造能力が一気に向上したと記載されています。クレーン能力の向上は、搭載ブロック最大重量が15トンから50トンになる増加でした。新潟造船工場は面目を一新したことになりますが、第1ドックが完成した時のことを石垣さんに聞くと、「やっと近代的な造船所になったと思った」と筆者に話してくれました。1973年12月には、第1ドックの建造能力にあわせた3階建ての部材加工工場が完成しました。石垣さん達は、戦前からの内業工場と、この新しくできた内業工場を行ったり来たりして仕事をしたと言います。1階はパネル製作加工ライン、2階は部材加工ライン、3階は現図場で、総床面積は、1万㎡強でした。

石垣さんは入社当初からガス溶接組に配属され、鋼板からブロックを制作するための部材を切り出す作業に従事しましたが、部材の切り出しは、鋼板の上に事前に罫書き(けがき)された白い線に沿って、ウィーゼルと呼ばれる自動切断機を使用して正確に行う必要がありました。ウィーゼル(いたちという意味)は小池酸素工業の製品で、モーター式の駆動輪で自走するポータブル自動切断機です。アセチレン又はLPG系ガスに点火した火炎が噴出する予熱火口と鉄板を切断するための切断酸素の出る火口がついています。石垣さんは、ウィーゼルの火口と駆動輪を回すモーターの間の遮熱板にアスベストシートが入っていたことを記憶しています。

新潟造船工場の内業工場には、縮尺された設計図から原寸図に拡大して、部材の寸法を決定する体育館のような広さの現図場がありました。鋼板からの部材の切り出しを行う際は、まず、現図場の床に敷き詰められたベニヤ板に白い墨で線が引かれた線図の実寸ラインズの上に部材と同じ大きさの透明フィルムを置き、ハンマーでポンチを打って点取りをして部材のラインをフィルムに写し取った後、白い線で墨入れをしたフィルムを鋼板の上に置き磁石で固定してから、ポンチを打って鋼板上に線図のラインを復元しました。そして、最後に石灰とアラビアゴムを混ぜて作った白い墨を墨壺に入れて鋼板上に罫書きしました。フィルムには、実寸ラインズその他、補強の鉄板を入れる箇所や穴を開ける箇所、水抜きを入れる箇所なども書き込まれた。フィルム(型)作成、罫書き作業は、それぞれ専門の工員が行いました。石垣さんは、小さい船の船体は、曲線部分が多いので大変で、タンカーなど大きな船は、船体中央部に曲線が無く、その箇所については現図を作成しないこともあったということでした。

石垣さんが内業工場での仕事に慣れると、ドックや船台で行われるブロック搭載現場でのガス溶断の作業にも従事することになりました。現場でのガス溶断作業は、アセチレンとLPG系ガスに点火した火炎と切断酸素が出る火口のついた切断用吹管(切断器)を手に持ち、ブロックとブロックのつなぎ目にある3cmから5cm程の切りしろを上から下に切断する作業です。ガス溶断は、ブロックとブロックを接合させるためのアーク溶接を行う時に、鋼板と鋼板の間に必要な開先(かいさき)と呼ばれる溝が出来るよう、切り口が斜め30度から25度になるように切断しなければならず、石垣さん曰く、「それが腕なのよ」ということで、熟練が必要な作業でした。ブロックは、石垣さん達が鋼板の切りしろをガス溶断した後、アーク溶接専門の工員がつなぎ目をアークで仮止めしたあと、ガウジングと呼ばれる溝堀りを行い、最終的にアーク溶接で接合されました。ガス溶断は切断箇所に墨や石筆で罫書きをしてから行いましたが、切断箇所が上から下まで10m程あることもあり、少しずつ足場を下りながら行いました。ガス切断時は、皮の手袋、皮の腕カバー、皮の前掛け、溶接メガネ、燃えない綿の作業着を身に付けました。石垣さんは、「昔は、アーク溶接をする工員の中には、溶接しながら溶接面の中でたばこを吸っている信じられない人もいた」と話してくれました。

石垣さんは、ガス溶断作業の他、レーダーの銅導管と真鍮製のフランジや銅のエア配管と真鍮でできたニップルと呼ばれるフランジなど違う種類の金属を溶接する銀ろう溶接の作業にも従事しました。

建造が始まったばかりの船には電灯や階段が無く、石垣さんは、足場もないところを梯子で降りていき作業をしなければなりません。また、だんだん船が出来上がってきても、足場が間に合わないところがあり、足場が出来ても丸太に板を渡し番線で止めただけで手すりが無かったことから、「これは命がないな」とふっと思ったこともありました。

ブロックが搭載され、船殻が出来上がってくるとデッキ（甲板）の上にブリッジ（船橋）や甲板室や居住区画が垂直に何層も搭載されてくるので、足切りといって垂直におろされたブロックとデッキのつなぎ目の切りしろをガス切断する必要もありました。ジャッキでブロックを接続する際に、腕の悪い工員が引っ張りすぎてしまった場合は、再度ガス切断を命じられました。

ガス溶断に用いる切断用吹管の先端に付いている火口は、定期的に交換する必要がありました。火口を交換した後、火口の根本部分からガスが漏れると危険なため、石垣さんは、根本部分の金属にアスベストシート（石綿布）を細く切り巻きつけていました。

船舶の建造現場では、操舵室の機器やレーダー、配電盤や家具等、重いものや大きなものは、後から船内に入れられないことから、ブロックを搭載しながら、上からクレーンで入れていきます。石垣さんは、すでに現場に運び込まれた装備品をガス溶断作業時に発生する火花から保護するため、アスベストシートを日常的に使用していました。大組みのアスベスト置き場に行き、巻いてあるアスベストシートを自分でハサミやカッターを使い適当な大きさに切り、養生が必要な装備品に被せたり巻き付けたりした後、針金でアスベストシートを固定しました。船の建造現場は広く、足場で移動しなければならないことから、アスベストシートは複数個所に置いてありました。テーブルや冷蔵庫などの電気製品、ヒーターやモーターやボイラー、電線や配管など様々な物をアスベストシートで養生しました。陸上には、クレーンで船内に搭載する前の装備品をアスベストシートで梱包する担当工員もいました。

石垣さんが新潟造船工場で働いていた期間は、新潟鐵工所が、全社的に輸出拡大政策に取り組んでいた時代でした。加えて、1973年10月に勃発した第四次中東戦争が契機となり始まった、石油危機による国内漁船の建造意欲減退から、同社の輸出船受注獲得に拍車がかかっていた時代でもありました。結果として1970年代の10年間で客船、漁船、作業船、貨物船及び特殊船など合わせて68隻の多彩な輸出船が新潟造船工場で建造されることになり、石垣さんにも、様々な船の建造現場で働いた記憶があります。

一方で、石垣さんには、多くのマグロ漁船の建造に従事した記憶があります。「新潟鐵工所100年史」には、石油危機がタンカー主体の建造業界に打撃を与え、燃料価格の高騰が水産業界の採算を悪化させ、国内漁船需要は悪化したと記されているものの、同書に掲載されている建造造船一覧表を見ると、それでも新潟造船工場では、多くのマグロ漁船が建造されていたことが分かりました。石垣さんが入社した1971年3月から子会社に出向する1985年3月までの間に新潟造船工場で建造された船の数は389隻で、そのうち、301隻が漁業関係の船舶でした。この301隻の漁業関係の船舶の内、127隻はマグロ漁船で、これは、この期間に建造された全漁船数の42パーセントにあたります。尚、このマグロ漁船の建造数は、建造造船一覧表の船種の項目に「鯖（まぐろ）」と記載されている船舶数をカウントした合計で、「延縄」などになっているものは除外しているため、実数はもっと多くなる可能性があります。新潟造船工場は、1970年代後半までに荒天操業性能に優れた全天候型まぐろ漁船（AW＝オールウェザー型）を80隻あまり建造していました。1970年代後半に入り、漁獲物資源の減少を理由とした200海里経済水域規制と燃料油の価格高騰に

より、漁業経営の目標が省エネルギーに向けられたことから、1978年3月には、AW型の船型を瘦せ型に改め、推進効率を大幅に改善した低回転大直径プロペラを採用した省エネルギー船を開発しました。その後も燃焼効率の良い機関部の開発を行いまぐろ漁船のシェア拡大に努めました。

マグロ漁船の船倉には、捕獲したまぐろを保存しておく冷凍庫が搭載されています。冷凍庫の壁の外側の鋼板には、アスベストを含有した吹き付け材やグラスウールを吹き付け、その上にアルミニウムの板や木材を被せました。吹き付け作業は、下請け業者が行っていましたが、石垣さんは、吹き付け作業を行っている現場の近くでガス溶断作業を行うこともありました。吹き付け作業中は、大量の粉じんが飛散し、石垣さんも吸い込んでいました。

1985年4月、石垣さんは、14年間勤務した新潟造船工場を離れ、新潟鐵工所の子会社であったニイガタ機電に出向することになりました。ニイガタ機電で石垣さんは、船舶のディーゼルエンジンや原子力発電所の非常用ディーゼル発電機の電装の仕事に従事することになりました。

石垣さんが新潟造船工場から出向する前、会社は全社員と面接を行い、造船所から他の関係会社へ出向できるか意思確認を行いました。会社が全社員に面接を行った理由は、そうしなければ労働組合が許さなかったからでした。石垣さんは、会社との面接において、「出向してもよい」と意思表示をしました。ニイガタ機電に出向が決まり、これまでとは全く違う仕事をするようになった時、心配もありましたが期待も半分あったといいます。石垣さんは、「これからは屋根のあるところで仕事ができる。もう、雪のけ（雪かき）をしないで済む」と思いました。冬の新潟造船工場には、雪が沢山積もることがあり、ドックのクレーンのレールが雪で埋まってしまい、半日は雪かきをしなければならないことがありました。

ニイガタ機電に出向後、石垣さんの職場は、新潟地震後の1966年に建設された新潟市内の大形地区にある新潟内燃機工場に変わりました。新潟内燃機工場での仕事は、親会社の新潟鐵工所から送られてくるディーゼルエンジンに制御の為に電路を作り、操舵桿やリモコンまでの仮設の配線をするものでした。電気の仕事はミスをすると事故に直結することから、電線の剥き方から仕事のやり方をきちんと教えてもらうことができ、工具は支給されました。配線等の電装が行われたエンジンは、全国の造船所に送られましたが、船舶に搭載された時に正常に作動するかチェックするため、石垣さんは、日本全国の港や造船所に出張しました。全国の大手造船所を見た石垣さんは、新潟造船工場は遅れていると感じました。

ディーゼルエンジンの仕事を通じて、石垣さんは、国内だけでなく世界中で仕事することになりました。最初の外国出張はデンマークで、天然ガスを利用して電気と暖房の為に湯を作るエンジンの設置を行いました。4か月間滞在し、天然ガスを燃やし電気を作り、排気ガスで湯を作るエンジンを2台、村の発電給油所に据え付けました。村の人々からとても感謝されたことが思い出に残りました。

マグロ船は、出漁すると日本には戻ってきません。石垣さんは、南アフリカのケープタウンやスペインカナリア諸島のラス・パルナスなどの港に出張し、エンジンのリモコンや遠隔操縦装置、配線等の調整を行いました。中国の青島、上海、南京や韓国の釜山、台湾の高雄、カナダ、インドネシアなどの岸壁で作業をしたほか、サウジアラビアの発電所で、砂がエンジン内部に混入し動かなくなったディーゼルエンジンの修理をしたこともありました。

ニイガタ機電への出向は、2000年10月に解かれ、新潟鐵工所に復帰しましたが、所属が変わっただけで、復帰後の職場は新潟内燃機工場の仕事内容も同じでした。5か月後に新潟鐵工所からエスエスエンジニアリングという会社に出向しましたが、これも所属が変わっただけで職場も仕事内容も同じでした。2002年1月に新潟鐵工所に再び戻されましたが、この時も所属が変わっただけで職場も仕事内容も同じでした。最終的に石垣さんは、2

〇〇三年2月からは、新潟原動機株式会社の社員になり、群馬県の太田工場勤務などを経て定年退職までディーゼルエンジンの電装に関わる仕事に従事しました。新潟原動機は、新潟鐵工所の原動機事業を承継して設立された会社です。新潟鐵工所の会社更生は、会社の各事業部門を他の会社に営業譲渡することにより進んで行きました。

石垣さんには、2001年に新潟鐵工所が経営破綻した時の記憶があります。新潟内燃機工場で原子力発電所の非常用発電機の試運転をしている時でしたが、同僚達とトイレから戻ってきた時、工場の出入口に会社が経営破綻したことを伝える張り紙がしてあるのに気付きました。工場幹部からは、「大丈夫だから仕事やっつけ」と言われるのみでした。給料の遅配はありませんでした。新潟鐵工所は、前身の日本石油株式会社付属新潟鐵工所から1910年6月17日に独立して創業したので、2001年11月27日に経営破綻するまで91年間存続したことになります。尚、新潟造船工場の開設は、1905年7月でした。

厚生労働省が昨年12月に発表した、令和3年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表を見ると、新潟造船工場における労災認定件数は中皮腫5件、肺がん7件で合計12件です。これに石垣さんを加えると、中皮腫が6件になり、これまで13人の元従業員がアスベスト疾患により労災認定されていることとなります。尚、この数は、下請け業者を含んでいません。

筆者は今年1月、石垣さんからの相談電話を受けました。お話しをうかがうと3年前に中皮腫の手術を受けたものの、制度利用はしていないということだったので、新潟市内のクロスパル新潟で面談をすることにしました。面談後、石垣さんと一緒に準備を行い、新潟労働基準監督署に労災請求を行ったところ、2人の同僚からアスベストばく露についての証言が得られたことと、労働基準監督署が以前の労災適用調査で新潟造船工場内でのアスベストシートの使用を確認していたことから5月に労災認定されました。石垣さんからの労災請求を受け、労働基準監督署は、資料の保管を行っていたニイガタテクノウィング（本社：東京都）に石垣さんの就労状況について照会を行いました。全ての関連資料がすでに焼却処分されたことが、労災認定後に行った保有個人情報開示請求で明らかになりました。今後も新潟鐵工所元従業員のアスベスト関連疾患の発症は続く予想され、資料が焼却されたことが悔やまれます。新潟鐵工所は、2001年に東京地裁に会社更生法の申請をした後、2007年4月に東京地裁の更生手続きが終結し、同年4月の株主総会での解散決議を経て2007年7月25日に清算終了となり会社が消滅しましたが、以降は、新潟鐵工所の清算人との事務委託契約により、ニイガタテクノウィングが2017年8月まで資料の保管等を行っていました。

現在、石垣さんは、札幌の段林君子弁護士とともに、造船国家賠償訴訟の準備を進めています。造船アスベスト国賠訴訟は、今年2月に国内で初めて、造船作業に従事したことによりアスベスト健康被害を受けた元作業員や遺族ら11人が大阪地方裁判所と札幌地方裁判所に提起した国家賠償請求訴訟です。筆者が石垣さんに、ご自身が造船国賠訴訟を提起しようと決心したことについて聞くと、「造船労働者のアスベスト被害は多い。船は浮かぶ住宅と一緒にだと思ふ。建設アスベスト給付金制度がある一方で、造船労働者にはそのような制度がないことに一石を投じたいし、造船労働者達の為に力になりたい」と話してくれました。

石垣さんは、2019年8月に右胸膜切除・肺剥皮の手術後は、2か月に1回毎に新潟大学医歯学総合病院でCT検査を受け経過観察を続けてきました。昨年くらいから右肺の結節が緩徐に増大傾向にあり再発の可能性が疑われていましたが、4月から3週間毎に免疫チェックポイント阻害療法を受けています。今のところ副作用もなく、治療を続けています。

石垣さんは、アルビレックス新潟のサポーターです。年間パスを持っており、新潟スタジアムでのホームゲームは妻とともに全て観戦に行きます。今年はバスツアーでアルビレック

ス新潟の遠征試合も観戦に行きました。8月5日には国立競技場で行われた名古屋グランパスとの試合を観戦し、10月28日には京都スタジアムで行われた京都サンガF.C.との試合を観戦しました。これまで遠征試合観戦の時は、スタジアムまで直行してくれるバスツアーを利用してきましたが、もう少し慣れてきたら飛行機や新幹線で観戦に行きたいと考えています。



(事務局 成田 博厚)

福田文夫さんのニチアスアスベストじん肺裁判



判決言渡し傍聴のお願い

7月28日の午後、ニチアス元従業員の福田文夫さんがニチアス（旧社名：日本アスベスト）に対して定期した損害賠償訴訟の原告証人尋問が岐阜地方裁判所で行われました。福田さんは、3人の裁判官の前で、原告と被告双方の弁護士からニチアス在職中の職場環境等についての質問に答えました。法廷には、裁判所の公正な判断を求める、福田さんを支援するアスベストユニオンや岐阜一般労働組合、名古屋シティユニオン、労職研のメンバーが集まり傍聴しました。

承認尋問後に岐阜市民会館で行われた報告集会では、最初に平方かおる弁護士より、「今日の福田さんへの承認尋問で、羽島工場での粉じん発生状況と安全対策が工場内でなされてなかったこと、じん肺になり福田さんがどのような生活をしているかについて話していただきたく尋問を実施いたしました。当方で予定していた内容は福田さんがしっかり証言してくれたので、裁判所には分かってもらえたのでは」と報告がありました。その後、位田浩弁護士は、「この訴訟は、医学論争になっている。国のじん肺エックス線写真の診断についての研究を行っている研究者がニチアス側の意見書を書いており、福田さんの事件に限定される問題ではないかもしれない。じん肺管理区分制度に関する非常に重要な問題も含まれている」と話し、今山武弁護士は「過去の山田さん（福田さんの同僚だった労働者）のじん肺訴訟の判決において、ニチアスの安全配慮義務違反はすでに認められているのになぜまだ争うんだろうと疑問に思う」と述べました。福田さんは、「弁護団におかげでここまでこれました。ありがとうございました」と挨拶しました。

福田文夫さんは、ニチアス羽島工場に中学校卒業後に就職し、1959年3月から1970年1月までアスベストを含有する保温材の製造などに従事しました。羽島工場在職時、「別荘」と呼ばれていた部屋でアスベストと他の原料をスコップで混ぜ合わせる混合作業などを行ったことからアスベスト粉じんにはく露し、じん肺症に罹患しました。岐阜労働局にじん肺管理区分決定申請を行ったところ、2017年7月26日付けで、岐阜労働局長よりじん肺管理区分管理2、かかっている合併症の名称続発性気管支炎の決定を受けました。じん肺管理区分決定後、福田さんが岐阜労働基準監督署に労災請求したところ、2018年1月19日付けで労災認定されました。労災認定後、福田さんは、自身のアスベスト被害についての損害賠償をニチアスに対して求める訴訟を2018年11月15日に岐阜地方裁判所に提

起しました。

この訴訟においてニチアスは、長崎大学医学部教授の意見書を裁判所に提出し、福田さんのじん肺は管理1相当で管理2にいたっていないという主張をしていますが、福田さんの弁護団は、横須賀中央診療所の春田明郎医師やひらの亀戸ひまわり診療所の平野敏夫医師の意見書を提出し、福田さんのじん肺は管理2であると主張しています。福田さんの訴訟は、1月8日に結審、判決の言い渡し日時は1月31日（木）13時10分です

判決の言い渡し傍聴のお願い

1月31日（木）13時10分 304号法廷

判決後は岐阜地裁前の岐阜市民会館会議室48で報告集会を開催いたしますので、一人でも多くの方の傍聴支援をお願い申し上げます。

（事務局 成田 博厚）

静岡でアスベスト被害相談会と患者・家族の集会を開催



11月4日（土）に静岡市内の静岡県男女共同参画センター「あざれあ」でアスベスト被害相談会と患者と家族の集会を行いました。

午前中の相談会には、ニチアス袋井工場の近所に住んでいたことがあり、亡くなった妻がニチアスによる健康診断を受けていたという男性が訪れ、筆者と神名川労災職業病センターの鈴木江郎さんとお話しをおうかがいしました（右写真）。



午後は、中皮腫サポートキャラバン隊と中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会で講演会と交流会を行いました。静岡県内の中皮腫患者さんや家族を含む23人が出席しました。講演が始まる前に腹膜中皮腫の女性の患者さんが、中皮腫サポートキャラバン隊のメンバーで医師の腹膜中皮腫患者の中島喜章さんに熱心に相談していた姿が印象に残りました（左写真）。

集会では、最初に、右田孝雄さんとともに中皮腫サポートキャラバン隊を結成した故栗田英司さん（享年52歳）の思い出について6人の関係者が話すセッションが持たれました。患者と家族の会事務局の澤田慎一郎さんは、「腹膜中皮腫患者さんから相談を受けた時に、当時は普通の仕事をしていた栗田さんに患者さんのお話を聞いてもらうのをお願いしたところ、それ以来、栗田さんの患者さんに対する活発な活動がはじまった」と話してくれました。この日は栗田さんのお姉さんと妹さんが出席されていました。

次に胸膜中皮腫患者の渡邊益孝さんによる「悪性胸膜中皮腫発症13年目」になりましたの講演と腹膜中皮腫患者の中島喜章さんによるご自身の療養体験についての講演がありました。二人の患者さんに続いて胸膜中皮腫患者遺族の後藤里美さんが講演を行いました。後藤さんの夫の祥夫さんは、2019年2月、61歳の時に悪性胸膜中皮腫を発症、余命1年の宣告を受けました。抗がん剤の治療を受けましたが奏功せず、免疫チェックポイント阻害薬オプジーボの治療を受けることになりました。免疫チェックポイント阻害療法は奏功したものの、副作用で重症筋無力症を発症しました。祥夫さんは懸命に闘病しましたが、2021年2月に亡くなりました。後藤さんは、現在、中皮腫サポートキャラバン隊の運営委員を務められていますが、「中皮腫サポートキャラバン隊からは力をいただくことができた。当時は中皮腫に関する情報は少なかったが、情報をいただくことができ、名古屋で行われた中皮腫サポートキャラバン隊の集会では、右田さん、栗田さんの話を聞いて元気をもらった」と話しました。

最後に講演を行っていただいた渡邊さん、中島さん、後藤さんと中皮腫サポートキャラバン隊理事長の右田孝雄さんが会場の患者さんや家族からの質問や相談を受けたり、意見交換したりするセッションが設けられ参加者たちとの活発な交流が行われました。夫が胸膜中皮腫を発症したという女性は、「夫は旅行先で突然胸水が溜まり入院した。静岡に戻ってきて肺の全摘手術をすることになった。抗がん剤治療が始まるが不安なので詳しいかたからお話しを聞きたい」と質問をしていました。

■参加者からの話を聞くキャラバン隊メンバー■



が務めてくださいました。影山さんも中皮腫サポートキャラバン隊の運営委員です。今後も各地でこのような集会を行っていく予定です。

(事務局 成田 博厚)

第35回
コミュニティ・ユニオン
全国交流集会in熊本



11月25日から26日にかけて熊本城ホールで第35回コミュニティ・ユニオン全国交流集会が行われました。2日目の午前中に行われた11分科会の一つである「精神障害に関する新たな認定基準」の分科会の司会を筆者が仰せつかったことから参加しました。

筆者が担当した分科会には、北海道や首都圏、山梨や大阪、岡山、九州各地のユニオンメンバー22人が参加しました。

分科会では、最初に東京労働安全衛生センターの天野理さんに、現在の精神障害の労災認定状況や今年9月に厚生労働省により行われた精神障害の労災認定基準改正のポイントについてパワーポイントを用いたレクチャーを1時間程行っていただいた後、参加者全員で意見交換を行いました。

意見交換では、腰痛を発症し休職していたドライバーが退職勧奨され精神障害を発症した事例や、美容院の同僚から繰り返しパワハラされていた女性が育休後、職場復帰したところまたパワハラに遭い適用障害を発症した事例などが参加者から報告されました。

9月の精神障害認定基準の改正では、認定の際に用いられる業務による心理的負荷評価表の「雇用形態や国籍、性別等を理由に、不利益な処遇等を受けた」の項目に、心理的負荷が「強」と判断され労災認定される具体例として、「雇用形態や国籍、人種、信条、性別等を理由になされた仕事上の差別、不利益取扱いの程度が著しく大きく、人格を否定するようなものであって、かつこれが継続した。※ 性的指向・性自認に関する差別等を含む」という内容が入り、参加者からこの項目についての関心が集まりました。

首都圏のユニオンメンバーからは、所属するユニオンの組合員がLGBTであるとの理由で上司から差別され精神障害を発症し労災認定された事例が報告され、神奈川のユニオンメンバーからは、現在、外国人労働者の精神障害の労災請求を準備しているが、この項目を用いることが出来ないか検討したいという発言がありました。

今回の精神障害の労災認定基準の改正では、心理的負荷評価表の「パワーハラスメントを受けた」という項目に、ハラスメントの6類型（人格否定発言、強い叱責、仲間外れ、過大な要求、過少な要求、プライバシー侵害）も加わっており、筆者は、ユニオンでも積極的に精神障害の労災請求を検討して欲しいと発言しました。大変活発な意見が行われ、2時間半の分科会は終了しました。

尚、全国交流集会の第一日目では、全体集会にくまモンが出演した他、熊本市の慈恵病院が開設した「こうのとりのゆりかご」に預けられ、里親家庭で育った熊本県立大学の学生で子ども食堂の運営を行っている宮津航一さんの講演「「こうのとりのゆりかご」から始まる第2の人生」や、弁護士石黒大貴さんによる講演「孤立出産に追い込まれない社会に～ベトナム人実習生孤立死産最高裁無罪判決から見えるもの～」が行われました。夜のレセプションでは、毎年8月に熊本県山鹿市の大宮神社の祭礼で奉納される山鹿灯籠踊りが披露されました。



(事務局 成田博厚)

谷田部仁夫さんのご逝去によせて

名古屋労職研で長年会計監査を務めていただいた西尾地区労の谷田部仁夫（やたべよしお）さんが亡くなりましたので謹んでお知らせします。2023年9月1日逝去。89歳でした。

西尾の中国人研修生訴訟和解成立 9月15日 名古屋地裁岡崎支部にて



中山弦氏（左）、森田茂両弁護士（中央左）、谷田部仁夫さん（中央右）と筆者

谷田部さんは中国東北部で生まれ、旧電電公社労組から西尾市議会議員を務められたのち、西尾地区労を拠点に地元の様々な活動に熱心に取り組まれました。地元外国人への支援も労働問題に限らず、日本語学習、就労先紹介、アパート紹介など生活全般に及び、支援というより友人を助きたい思いのかたまりが動いているような方でした。

労職研との関係では、労職研創設者の故杉浦医師、顧問の名嶋弁護士とともに、外国人労働相談ホットラインを立ち上げ毎年開催しました。当事者のサポートはもとより、お手伝いいただいた若い専門家の方々の学びの場、ネットワークの拡がりにもつながったと思います。

そうしたネットワークに支えられて強烈な問題提起となった裁判にも谷田部さんは中心的に取り組まれました。

一つは、2009（H21）年9月、中国人研修生技能実習生3名の裁判。時給300円、350円、時間外労働125H+内職、という劣悪な状態で労働させた事業所に対し、最低賃金との差額464万円の損害賠償請求をした事件。

一つは、2011（H23）年3月、中国人研修生実習生の裁判。パイプ曲げ作業中、右示指を切断した業務上災害（11級）。損害賠償請求H22年（ワ）第7512号。（労働判例2013年8月合併号 No.1070 ナルコ事件）

西尾市役所記者室で記者会見、取材を受ける谷田部さんと筆者



これらの裁判の過程で、谷田部さんは、地区労務所に仮宿させたり、アパートを手配したり、あるいは、公民館で多くの中国人研修実習生たちと水餃子パーティーを催し、その後も Skype を体得して中国に帰国した若者たちと長く交流を続けられました。当時、絶対不可能とされた外国人実習生への生活保護も給付させてしまい、誰もが驚きました。



谷田部さんとお付き合いした方々の多くが彼の特長として感じたであろうことは、「法制度の細かな枠にとらわれず、人間らしい暮らしを目指すおおらかな突破力」そして、「年齢や性別、立場に関係なく、いつも若い仲間を「〇〇さん」と、さん付けで呼び、異なる意見もまずしっかり傾聴し、分からないことがあれば誰にでも謙虚に訊き続けるしなやかさ」ではなかったかと思います。

～ 感謝と哀悼をこめて ～

追記

なお、葬儀はご家族のみで営まれ、特にお別れの集まりの予定はないようです。

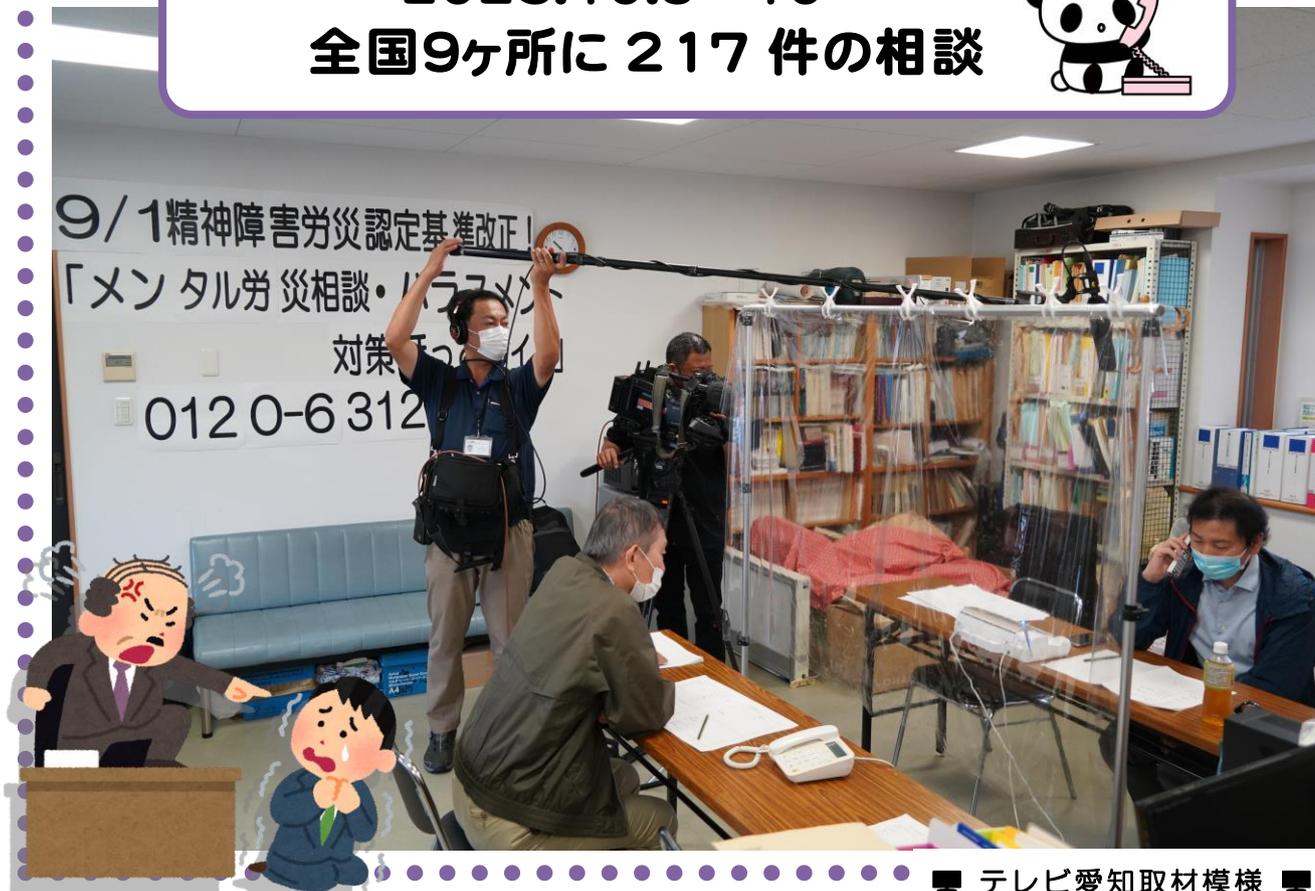
また、西尾地区労の事務所建屋は西尾市職等のお手配で撤去されたそうです。

運営委員 榊原 悟志



「職場環境が害されている」現状を改善へ

2023.10.9～10
全国9ヶ所に217件の相談



■ テレビ愛知取材模様 ■

全国労働安全衛生センター連絡会議のハラスメント部会が中心となり、例年「ハラスメントほっとライン」を取り組んでいる。昨年は、10月10日の世界メンタルヘルスデーに合わせて、コミュニティ・ユニオン全国ネットワークの皆さんにも協力いただき、全国11カ所に相談窓口を開設し、97件の相談を受けた。

今年も、9月1日に厚生労働省が精神障害の労災認定基準を改正したこともあり、「職場のメンタル労災相談・ハラスメント対策ほっとライン」と題して、10月9日から10日にかけてホットラインを開設した。今年もコミュニティ・ユニオン全国ネットワークとの共催で、全国9カ所（札幌・東京・山梨・名古屋・大阪・神戸・岡山・広島・福岡）に相談ポイントを設けた。相談件数は全国で217件であった。

◆フリーダイヤルを活用

全国センターは、ホットライン開設に向けて、10月3日に厚生労働省の記者クラブにおいて会見を行った。また、各地でもマスコミへの周知が行なわれ、全国紙の地域版や地方紙、テレビ・ラジオ・ネットでもホットラインの取組みが紹介された。

また今回の相談受付は、全国センターが開設しているフリーダイヤル（0120-631-202 ローサイSOS）を活用した。このフリーダイヤルの番号が全国放送で流れたこともあり、テレビの放送直後から各地の相談窓口には電話が相次いだ。相談件数は、東京が67件、山

梨が3件、名古屋が28件、大阪が46件、神戸が49件、岡山が13件、広島が7件、福岡が4件であった。相談件数が昨年より倍増した要因として、フリーダイヤルの活用と全国放送の影響が大きいと考えられる。

◆相談の傾向

相談受付表に記載されている記録を基に相談者の傾向をみると、まず性別では男性が98名、女性が104名となっており、ほぼ同数であった。

相談のきっかけについては、新聞が12名、テレビが145名、その他が23名となっており、圧倒的にテレビ報道を観たことが相談の契機となっていることがわかる。

年代別に見ると、29歳以下が5名、30代が10名、40代が21名、50代が34名、60歳以上が44名となっており、50代以上の方からの相談が多かった。2022年度の精神障害の労災請求件数では、29歳以下は583件、30代は600件、40代は779件、50代は584件、60歳以上は137件となっている。ホットラインに若い世代からの相談が少なかったのは、前述した相談のきっかけとも関連するが、ウェブを通じてホットラインの取組みが情報として十分に届いていないことが原因ではないだろうか。

雇用形態別にみると、正規社員が74名、非正規社員が48名、その他が6名であった。相談者の職種は様々であったが、仕事内容を分類すると、製造業・作業員が29名、小売り・サービス業が21名、事務職が19名、福祉・施設関係が18名、教育・学校が16名、運輸・物流が11名、指導員・講師が10名、建設業が7名、病院・看護師が6名、公務員が6名であった。

そして、ハラスメントの行為者については、上司が62名、同僚が32名、社長・所長・理事長・校長が20名、先輩が8名、委託先・顧客が4名、正社員が2名であった。行為者が、社長・所長・理事長・校長といった事業場のトップの場合、相談内容の詳細を確認すると既に「退職」を選択されている方が多く、対応の困難さがうかがえる。また、同僚や先輩が行為者と訴える相談も多く、無視・仲間はずれ・陰口・仕事を教えない・殴る・蹴る・怒鳴る…といった相談内容からも、職場の人間関係がいびつになっていることがうかがえる。

◆ハラスメントの行為類型

職場におけるハラスメントは、様々な事例が起きているが、相談内容を6つの類型に分類すると、①身体的な攻撃：13件、②精神的な攻撃：91件、③人間関係からの切り離し：14件、④過大な要求：27件、⑤過小な要求：7件、⑥個の侵害：11件であった。類型の分類は相談スタッフの判断によるもので、類型に分類できない相談や、複数の類型に該当する相談もあった。

いわゆる「パワハラ防止法」では、①優越的な関係を背景として言動であり、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものであり、③労働者の就業環境が害される、3要素を全て満たすものと定義されている。先ほど相談内容を6類型したが、実際には「パワハラ防止法」の定義には該当しないと思われる事例が多くあった。

しかし、多くの相談は、人権を侵害する行為であり、職場のギスギスした人間関係や雇用形態の多様化を要因とした、「就業環境が害される」内容であった。

◆相談内容から見えてくる職場実態

具体的な相談内容について紹介する。

○息子が、上司の気分で丸刈りにされた。翌日には新品のYシャツのボタンを全部ちぎられた。

- 上司から暴行をうけ、精神障害にり患。電話をかけてもガチャ切りされ、暴言を受けている。
- 社長、上司から食堂で首根っこつかまれて壁にぶつけられ、何年も前のことの文句を言われた。
- 10年ほど前に勤めていた会社で、同僚からバカと言われ続け、ハンマーで殴られた。その時に統合失調症になり、今も体調が優れず働けない。
- 仕事で失敗すると、頭を叩かれたり膝を蹴られたりした。仕事で手間取っていると、「いつまでやってんだ」と怒鳴られた。
- こめかみを掴まれ倒され、暴力を振るわれ失神した。会社に訴えたが、病院から診断書をもってこいと求められ、相談したが形だけの対応だった。被害届は出していない。
- 年下の上司から「年くってるな」「自分で考えろ」「おかしいから黙ってろ」等の暴言を受けてる。
- 入社したが、研修、仕事のマニュアルない。仕事内容を確認すると「自分で考えろテメエー」といわれた。
- 塾の経営者が生徒の前で怒鳴り散らす。理不尽で高圧的な対応。
- 過去に自分が備品を盗んだと職場でうわさされ、会うたびに「どろぼう」などと暴言を言われる。この状態が3年間続いている。
- 同僚たちが、自分の一挙一投足を、自分に聞こえるようにとりあげて話している。
- 月126時間の時間外労働。夜、職場3名から叱責メールを受信し卒倒した。その後、発作的にベランダから身投げをした。
- 2023年2月末、タワークレーンから柱が落下し、ヘルメットが大破するほどの事故に遭い、現在8ヶ月目の療養中。会社の上司に、「いつまで休んでいるのか」と出勤を強いられるようになってきた。
- 他の社員がいる事務所で、大声で怒鳴られたり、机を叩かれたりした。2023年1月に病院に行き、適応障害と診断されたが、我慢して会社に通っている。
- 「坊主になれ」「養老の滝に行け」「何でお前が課長なんだ」と同僚に言われた暴言等が忘れられず、うつ状態。
- 教務主任が口をきいてくれない。指示を紙で出される。A4の紙に赤ペンで、何枚も机に貼られる。また、資料を机の上に山積される。教頭に相談したが、何もしてくれない。
- 食品売り場で主任から、お客様がいる前に大声でどなられ、「自分が来るまでに商品を陳列しておけ」と感情的に言われ、不安障害となった。
- 1か月社内研修を受け派遣先に配属された。派遣先の女性社員から「これと同じようにやれ」と指示を受け、やって間違えたら「これくらいできるでしょう」「研修でやったでしょう」とか「マニュアルに出ているでしょう」と言われる。マニュアルを調べたが載っていなかった。
- 事務職として雇われたが、突然、新部署が作られ自分一人だけが配属となった。社長から、お前は仕事をしていない等と言われ、研修と称して一時間程つるし上げをくらった。仕事がなく、会社の掃除をしていたら、余計に社長から不評をかった。
- 嫌がらせ（制服があちこちに移動されている）を受けた。会社に訴えたが、「誰がやったかわからない。勘違いでないか」と言われた。その件を外部の相談窓口（カウンセラー）に電話したことが本部長に知られ「会社の悪口を言っており、規約に反する行為だ」と言われた。更に係長との面談において、「なんだその態度は！」等と恫喝を受け、その後、配置転換させられた。
- 前任者から2週間程度で仕事の引継ぎを受けたが、前任者は辞めて、自分一人でこの業務

をやることになった。仕事で失敗するとすべて自分の責任にされたり、業務量が多くて残業すると、どんな仕事のやりかたをしてるんだと叱責されたりする。

○就職して2年間の平社員を経た後、3年目で店長を任される。2020年1月にうつ病を発症。勤務時間が月45時間を超えると出勤簿を改ざんさせられ、休憩時間とされていた。

○仕事を与えない嫌がらせが1年前から続いている。上司に改善求めたが指導してくれない。労働局にも電話相談した。

○同僚に履歴書を見られて、過去の経歴について根掘り葉掘り探られた。

○同年代の職場の先輩（女性）が、有給休暇の取得内容について質問してくる。「どうして取得したの？」と。その他の同僚には聞いていない。

○派遣社員によるカメラでの盗撮行為が行なわれた。上司に報告したが、お咎めなし。

○主任がデスクの中身を勝手に捨てる。些細なこともネチネチと言われる。

◆ハラスメント防止に向けた取り組み

厚生労働省が公表した「令和4年度個別労働紛争解決制度の施行状況」によると、総合労働相談コーナーに寄せられた「民事上の個別労働紛争」27万2185件のうち、「いじめ・嫌がらせ」が6万9932件（21.1%）となっている。「いじめ・嫌がらせ」に関する相談はずっと1位である。これはユニオンへの相談でも同じ傾向である。

ハラスメントの相談は、1件で30～40分の時間を要することが多い。ところが、労災申請や労働組合への加入や団体交渉に繋がらないケースが圧倒的である。そして「パワハラ防止法」の3要素を全て満たさない相談も多くある。これが現状である。

しかし、今回のホットラインに寄せられた相談内容からも、多くの職場で「職場環境が害されている」ことが分かる。パワハラの3要素を全て満たさなくとも、就業環境を害する全ての言動を如何に改善して行くのか、その取り組みが重要になっている。

安全センターとしては、個人加盟のユニオンや労働組合の皆さんと連携し、信頼される相談窓口となるためのスキルアップと、相談窓口の周知が求められている。そして、法律が守られているとか、被災者が経済的に救済されるだけではなく、「職場環境が害されている」具体的な問題点を積極的に見つけ出し、被害者や同僚が相談し合い

、一緒に問題を考え合い、改善に向けた取り組みを実践していくことが必要である。

◆ストレスチェック

厚生労働省の「令和4年労働安全衛生調査（実態調査）の概況」によると、「過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1ヶ月以上休業した労働者又は退職した労働者がいた事業場の割合は13.3%」となっており、前年の10.1%から増えている。そして「メンタルヘルス対策に取り組んでいる」と回答した事業所は63.4%で、前年の59.2%から増えている。取り組んでいると回答した事業所の取り組み内容で最も多いのが、「ストレスチェックの実施」で63.1%であった。

ストレスチェックを実施した事業所のうち、集団分析を実施した事業所は72.2%と回答しており、その分析結果を活用した事業所の割合は80.2%となっている。ストレスチェック・集団分析の実施、分析の活用を行なっている事業所の割合が増えれば、本来なら「いじめ・嫌がらせ」相談もメンタル不調者数も減少に向かわなければならない。

ストレスチェック制度が「職場環境が害されている」状況の改善に結びついていない原因について、安全衛生委員会の議論内容や労働組合の安全衛生活動の現状についてしっかりと見つめる必要があるのではないだろうか。

ひょうご労働安全衛生センター 事務局長 西山和宏



代表 森 亮太

The Roushokuken Times

編集メモ
事務局
中嶋里美

Good News

43 人目の Destiny ☆

2023年11月26日(日)に、名古屋観光ホテル「暁の間」で、当団体運営員の久田邦博市議が無事結婚いたしました！40回を超えるお見合いとご紹介の末、晴れて結婚式を挙げることになりました。



東海太鼓センター



Kunihiro & Mizumi Just married!



Kunihiro

- 相手の好きな所
「いつも笑顔」
- 休日の過ごし方
「街頭演説」
- 好きな言葉
「敬天愛人」
- どんな家庭に
「尊重しあえる」

Profile



Mizumi

- 相手の好きな所
「優しい 真直ぐ」
- 休日の過ごし方
「トレッキング」
- 好きな言葉
「和顔愛語」
- どんな家庭に
「いつでも笑顔」



Cheers

代表の服装チェック

- ネクタイのカラーはもちろんブルー！
- 幸せを呼込むアイテム（サムシングブルー）も兼ねて完璧！

この晴れ舞台で久しぶりの乾杯のご挨拶。型通りの挨拶を今までしてこなかったので、スマホのカンペを見ながらでしたが、やや笑いも取れて皆が祝福気分を笑顔で迎えられる、我ながら良い挨拶ができました。

祝辞

当団体の運営委員であり愛知県議員 高木ひろし先生 地元の方々と共に祝福交流でき素敵なパーティと大変お慶びでした。



新郎ご両親

いつも笑顔の素敵なお母様



ショパン「ノクターン」

ピアノ演奏 新郎のお兄様

新郎から両親への感謝のメッセージに、何か言いたげなお父様の表情が気になりました（笑）



元犬山市長 石田 芳弘 氏

衆議院議員 近藤 昭一 氏

木鶏の如く（最強）貫禄！



当団体運営委員 環境創造研究所 山田 和孝 氏

高木先生ご夫妻

しない・させない・泣き寝入り！ 労災職病研究会 運営委員

BAR & BISTRO MASSA

出張お祝い

～新婦のご挨拶がとても素敵だったのでご紹介します～

Yesterday is history, 昨日はもう歴史の一部だ
 Tomorrow is mystery, 明日はどうかかわからない神秘の領域
 Today is a gift. そして今日を迎えたのはラッキーな贈り物だといえる
 That's why we call it Present. だから現在を『PRESENT プレゼント』というのだろう
 度々、使いたいと思います。



その週の夜、私がオーナーを務めるBAR&BISTRO「MASSA」に来ていただき、新婚生活に満面の笑みの2人はとても初々しい感じでした



【 事務局からのお知らせとご挨拶 】

腹膜・心膜・清掃鞘膜中皮腫に対してオプジーボが承認されました！
 11月24日、小野薬品工業は、オプジーボ（一般名：ニボルマブ）点滴静注について、悪性中皮腫（悪性胸膜中皮腫を除く）に対する効能又は効果の追加に係る製造販売承認事項一部変更承認を取得したことを発表しました。

**Happy Merry Christmas
 & A Happy New year ☆**

★ 年末年始休みのお知らせ ★

12月28(木)～1月4(木) 事務局休業日です

お体にお気をつけて良い年末年始をお迎え下さい
 皆様にご健康とご多幸をお祈りしております☆三



労職研の活動

2023年10月				
	9日	メンタル労災相談・ハラスメント対策ほっとライン	10日	メンタル労災相談・ハラスメント対策ほっとライン
	13日	名古屋労職研事務局会議	27日	名古屋労職研事務局会議

2023年11月				
	4日	静岡アスベスト被害相談&患者と家族の集い	18日	関西労働者安全センター50周年
	19日	全国労働安全衛生センター総会	25～26日	第35回ユニオン全国交流集会 in 熊本

【労職研 会費・カンパ振込先】

郵便振替 口座番号 00860-5-96923
 加入者 名古屋労災職業病研究会

発行 名古屋労災職業病研究会

発行者：森 亮太

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4 階

Tel./Fax.052-837-7420

e-mail: roushokuken@oregano.ocn.ne.jp

http://nagoya-rosai.com/